

# なるほど ガイド



mini REPORT  
**2 0 0 5**

仙台銀行ミニディスクロージャー誌

## ごあいさつ



皆さんには、平素より仙台銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

本年も皆さんに、仙台銀行をより一層ご理解いただき、身近な銀行としてご利用いただけ  
るようミニディスクロージャー誌「mini REPORT2005」を作成いたしました。最近の業績  
や経営方針等についてわかりやすく掲載されておりますのでご高覧いただければ幸いです。

また、より詳細な当行のデータにつきましてはディスクロージャー誌「REPORT2005」  
に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

金融機関をとりまく環境は一段と厳しさを増しておりますが、私どもは、平成17年4月よ  
り開始した「好品質計画」への取り組みにより、地域へ役立つ力を高め、地域に真に必要な金  
融機関として皆さま方に評価・選択される銀行となれるよう邁進してまいります。

今後とも引き続き一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成17年7月

仙台銀行

取締役頭取

三井 精一

## 目次

### ごあいさつ

当行の経営方針 ..... 1

金融サービス業にふさわしい企業風土づくりを目指して 2

個人情報保護に関する当行の方針 4

預金保険制度 6

地域の皆さんとともに 8

リレーションシップバンキングの  
機能強化計画について 12

業績のハイライト(個別情報) 14

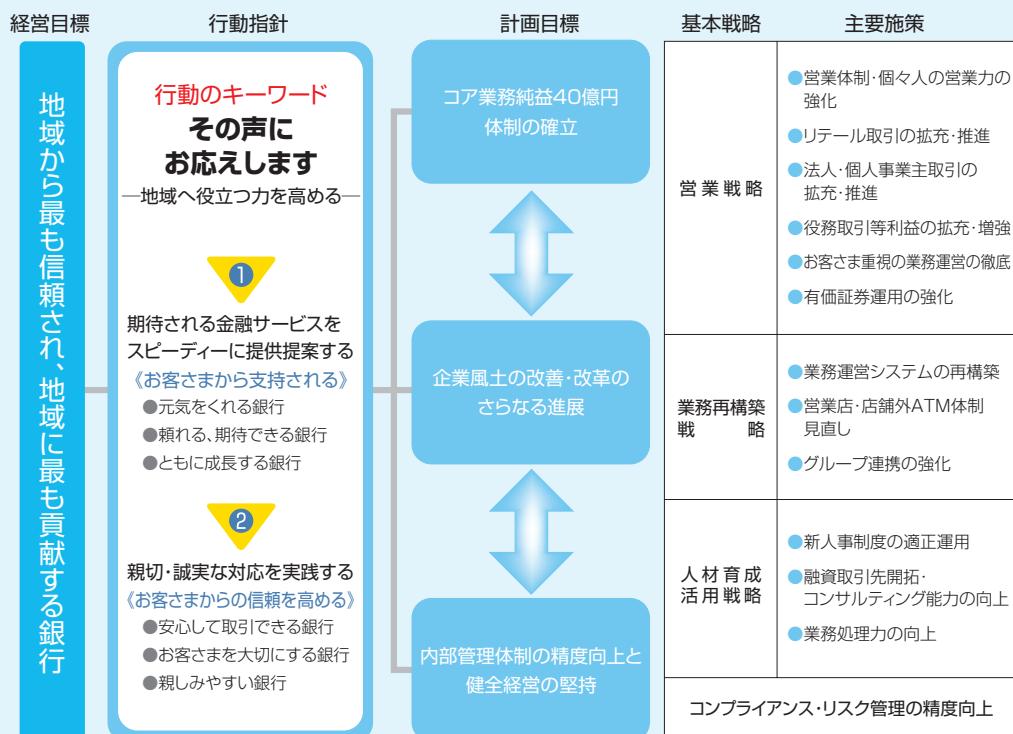
不良債権の状況 16

## 当行は宮城県の中小企業の方々のための地域金融機関です。 お客さまの声にお応えし、「地域へ役立つ力」を高めていきます。

当行は、昭和26年に宮城県知事の提唱により、宮城県の中小企業の金融円滑化を目的に、宮城県が資本金の4割を出資して設立されました。「宮城県の中小企業の方々のために役立つ」ことは私たちの企業使命です

平成16年4月からスタートした中期経営計画「ステップ・アップ・プランⅡ」では、「内部管理体制の精度向上と健全経営の堅持」を業務運営の基本とし、「コア業務純益40億円体制の確立」と「企業風土の改善・改革のさらなる進展」を計画目標に定めております。役職員の行動キーワードに「その声にお応えします」を掲げ、役職員一人ひとりがお客さまの様々な声に真摯に耳を傾け、お客さまに真に満足いただけるような新たな商品やサービスを創造・提供していくことで、長期的かつ良好なお取引関係を築いていきたいと考えております。

### ■中期経営計画「ステップ・アップ・プランⅡ」の体系図



「メインバンク」というだけではなく、気持ちのこもった応対と心配りで、お客様の心に“余韻が残る”銀行でありたい。



### 「好品質計画」をスタートしました。

仙台銀行では、平成17年4月から、お客様の心に余韻が残るようなサービスを提供し、お客様から支持されていく金融サービス業にふさわしい企業風土づくりを目指し、「好品質計画」を開始いたしました。

### 「好品質計画」とは？

「好品質計画」とは、「お客様・株主さま・地域社会・職員」という4つのステークホルダーの満足向上を実現するため、全役職員が「新しい価値観・新しい思考様式・新しい行動」に取り組むことで、企業価値を高め、企業風土改革を実現していくことを目的にしております。



「好」は、“お客様・株主さま・地域社会”から、仙台銀行をもっと好きになっていただけるような新しい施策を講じていこうという思いを込めております。

「品質」は、形のある商品を持たない銀行のようなサービス業において、「私たちの対応力こそが品質である」という考えに立ち、接客力だけでなく、サービス力や提案力等を向上し、仙台銀行の品質を高めていこうと考えたものです。

## 具体的な取り組み

### — 営業店のお客さまへの応対力を高めるために —

●「お客さまアンケート」を実施いたしました。

平成17年3月1日～31日に実施いたしました「お客さまアンケート」により、窓口応対等の評価や改善要望等を提案いただきました。本アンケートを参考に、さらなる改善に向けて取り組んでまいります。本アンケートは昨年から開始しており、今後も継続して実施してまいります。



●全職員が鏡を机上において執務しております。

机上の鏡で常に自分の表情を確認し、にこやかな応対を実践しております。電話応対時の応対力向上のために採用している企業も多く、当行においても営業店・本部で一斉に実施しております。



●朝の開店時に、全職員が起立してお客さまをお迎えしております。

朝のさわやかな挨拶で、お客さまをお迎えし、ご来店いただいたことへの感謝の気持ちをお伝えしております。



●窓口ネームプレートを設置いたしました。

窓口カウンターに担当者のネームプレートを設置しました。お客さまに第一線で接する担当者として、一層の責任感と信頼感を高め、応対力の向上を図ってまいります。



### — 本部による営業店バックアップ体制を強化するために —

◆「本部対応力アンケート」を実施いたしました。

営業店職員を対象に、本部各部での対応力等をアンケート調査いたしました。本アンケートを参考に本部職員に対して、営業店バックアップに向けた意識づけを徹底いたします。

◆営業店の営業時間内における来客・会議を削減しております。

営業時間である9:00～15:00の間、本部における来客や会議を削減し、本部職員の離席時間を減らしております。これにより営業店からの問い合わせに対して、スピーディーかつスムーズに対応するようにしております。

◆本部から営業店への電話連絡方法を見直しました。

営業時間である9:00～15:00の間、本部から営業店への連絡方法を見直し、営業店がお客さまへの対応に集中できるようにしております。

①上記時間は、FAX・Eメールを使用し、通話時間を削減しております。

②電話連絡の時間帯を原則16時以降といたします。

◆改善ホットラインを新設いたしました。

業務運営や本部対応をはじめとする、営業店からのあらゆる意見・改善アイディアを受付ける担当窓口を設けました。意見・アイディア等は、本部・営業店職員で構成される「企業風土改革会議」で協議し具体化していきます。

◆本部・営業店の意見交換会を実施いたします。

改善ホットラインへの意見をはじめとした営業店の様々な要請に対応するため、本部職員が営業店に訪問し活発に意見交換を行います。

平成17年4月1日に「個人情報保護法」が施行されました。ここでは、「個人情報保護」に関する当行の方針等についてご説明いたします。

## お客さまの個人情報保護に関する宣言

当行では、お取引のあるお客さまの個人情報や業務の適正な運営確保のために取得した個人情報を安全に管理し、お客さまのご希望に沿って利用することが私どもに課せられた義務であると認識しております。

当行は、以下に掲げた事項を遵守し、お客さまの個人情報の保護に最善を尽くすことをここに宣言いたします。

- 個人情報保護に関する法令等を遵守いたします。
- 個人情報を適正に取得、利用または提供いたします。
- 個人情報保護への取り組みの維持・改善に努力いたします。
- 個人データの管理方法について適切な措置を講じ、漏えい防止等に努力いたします。
- 保有個人データの開示・訂正等・利用停止等のご請求に対応いたします。

○個人情報の開示・訂正等・利用停止等のご依頼方法については右ページをご覧下さい。

●個人情報の取扱いおよび安全管理措置に関するご質問・苦情に適切に対応いたします。

### ○個人情報に関するお問い合わせや苦情の受付

株式会社仙台銀行 推進部お客さまセンター

〒980-8656 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

TEL022-225-8241(代表) 受付時間:月～金曜日9:00～17:00(土・日・祝日を除きます。)

※当行は、金融分野における認定個人情報保護団体である全国銀行個人情報保護協議会の会員です。全国銀行個人情報保護協議会の苦情・相談窓口(銀行よろず相談所)では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

### ○苦情・相談窓口

全国銀行個人情報保護協議会 <http://www.zenginkyo.or.jp/pdpc>

TEL03-5222-1700またはお近くの銀行よろず相談所

※当行は、日本証券業協会の特別会員です。同協会の証券あっせん・相談センターでは、特別会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

### ○苦情・相談窓口

日本証券業協会 証券あっせん・相談センター <http://www.jsda.or.jp/>

TEL03-3667-8008またはお近くの証券あっせん・センターの各支部

## 個人情報の開示・訂正等・利用停止等のご依頼方法

お客さまの個人情報の開示・訂正等・利用停止等を銀行にご依頼いただく際の手順は次のとおりです。

### 1. 依頼書の取得

各依頼書を当行本支店の窓口または当行HP (<http://www.sendaibank.co.jp/>) からダウンロードして取得してください。

- 開示依頼書
- 訂正等依頼書
- 利用停止等依頼書



### 2. 依頼書を提出

当行本支店窓口またはご郵送でご提出してください。

#### ○ご提出(ご郵送) いただぐる書類

- ・依頼書(開示依頼書・訂正等依頼書・利用停止等依頼書)
- ・本人確認書類(運転免許証・パスポートの写しなど1通)



#### 〈郵送先〉

〒980-8656 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社 仙台銀行 推進部お客さまセンター



### 3. 当行よりお客さまへご通知

お客さまへ郵送(本人限定郵便)にてご通知いたします。

開示手数料はすべて口座振替にてお支払いいただきます。

#### 〈開示手数料〉

- ・個人情報基本項目(氏名・住所・生年月日・電話番号等) … 1項目につき210円
  - ・取引履歴・口座番号 … 1項目につき525円
  - ・その他 … 1項目につき1,050円
- なお、上記と併せて一律、配達証明郵送料(基本料金)800円をご負担いただきます。

# 預金保険制度による預金等の保護範囲が 平成17年4月より変わりました。

## ここでは、預金保護のしくみについてご説明いたします。

### 預金保険制度とは

預金保険制度とは、万が一金融機関が預金等の払戻しができなくなった場合などに、預金者等（以下、「預金者」といいます）の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的とする制度です。

預金保険制度の対象となる金融機関は次のとおりです。

- ・銀行（日本国内に本店のあるもの）
- ・信用金庫
- ・信金中央金庫
- ・信用組合
- ・全国信用協同組合連合会
- ・労働金庫
- ・労働金庫連合会

※日本国内に本店を有しない外国銀行の支店や、日本国内に本店のある金融機関の海外支店は対象外です。  
※農林中央金庫、農協、漁協、水産加工協等は別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

### ペイオフとは

ペイオフとは狭い意味では、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式のことを指します。

このほかに、預金全額保護の特別措置が終了するということ、すなわち、万が一金融機関が破綻したときには、預金等のうち元本1,000万円を超える部分とその利息等が一部カットされることがあるという意味で、例えば「ペイオフ解禁」というように使われることもあります。

「ペイオフ解禁」といっても、すぐに預金がカットされるわけではありません。

### 預金保険制度による預金保護の方法

預金保険制度による預金保護の方法には次の2つがあります。

#### ①保険金支払方式（これをペイオフといいます）

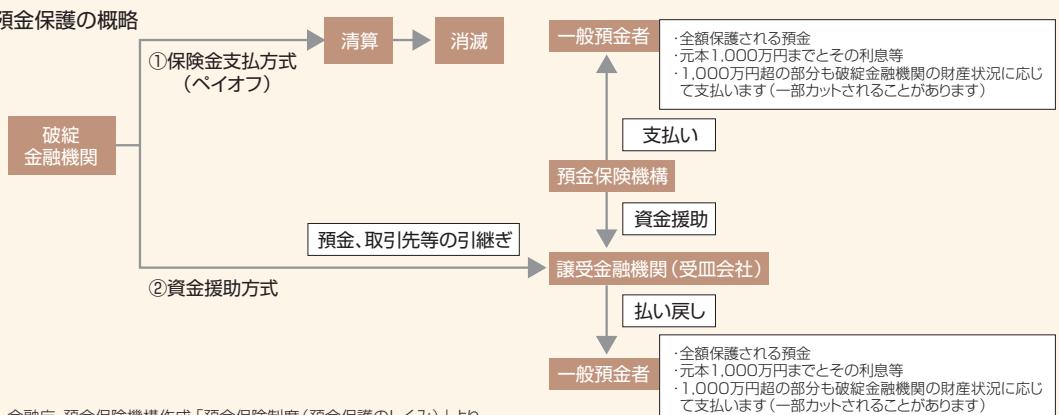
万が一金融機関が破綻した場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式

#### ②資金援助方式

万が一金融機関が破綻した場合に、譲受金融機関に付保預金（預金保険で保護される預金）などを引き継ぐ方式

いずれの方式を選択しても、預金保護の範囲は変わりません。

#### ■預金保護の概略



金融庁・預金保険機構作成「預金保険制度（預金保護のしくみ）」より

## 預金保険の対象となる預金等

預金保険の対象となる預金等は次のとおりです。

預金保険の対象となる預金等	預金保険の対象とならない預金等
<ul style="list-style-type: none"> <li>●預金(右欄の預金を除きます)</li> <li>●定期積金</li> <li>●掛金</li> <li>●元本補てん契約のある金銭信託(貸付信託を含みます)</li> <li>●金融債(保護預り専用商品に限ります)</li> <li>●上記を用いた積立・財形貯蓄商品、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外貨預金</li> <li>●譲渡性預金</li> <li>●オフショア預金</li> <li>●日本銀行(国庫金を除きます)・対象金融機関の預金(確定拠出年金の積立金の運用部分を除きます)</li> <li>●預金保険機構の預金</li> <li>●無記名預金</li> <li>●他人・架空名義預金</li> <li>●導入預金</li> <li>●元本補てん契約のない金銭信託</li> <li>●金融債(保護預り専用商品以外のもの)</li> </ul>

## 預金等の保護の範囲

金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等(「付保預金」といいます)の額は、平成17年4月以降、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金(無利息、要求払い)、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金)に該当するものは全額であり(恒久措置)、それ以外の預金等については、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となります(注)。

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

(注) 平成14年度においては、当座預金、普通預金、別段預金については、特定預金として全額保護となっていました。その後、平成14年の預金保険法の改正により、平成15、16年度においては、当座預金、普通預金、別段預金は決済用預金とみなされ、全額保護となっていました。

		平成14年4月～平成17年3月末まで	平成17年4月以降
預 金 保 険 の 対 象 預 金 等	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	利息がつかない等の3要件を満たす預金(注1)は全額保護(恒久措置)
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等	合算して元本1,000万円(注2)までとその利息等(注3)を保護 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)	
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)	

(注1) 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

(注2) 当分の間、金融機関が合併を行ったり、営業(事業)の全てを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が

1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額となります(例えば、2行合併の場合は2,000万円)。

(注3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。

当行では、お客さまの疑問・不安にお答えするために、「ペイオフ相談窓口」を設置しております。専門のファイナンシャル・プランニング技能士がペイオフや預金保険制度に関するさまざまな相談に丁寧・的確にお答えします。詳しくは、推進部個人営業課までお問い合わせください。また、当行本支店窓口に預金保険制度のリーフレットを備え付けております。

推進部個人営業課 TELO22-225-8602

受付時間:月～金曜日 9:00～17:00

(土日祝日を除きます。)

関連ホームページ  
もご覧ください。

預金保険機構 <http://www.dic.go.jp/>

金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>

金融広報中央委員会 <http://www.saveinfo.or.jp/>

当行は、「地域から最も信頼され、地域に最も貢献する銀行」を目指して、宮城県に密着した企業活動を展開し、地域の皆さんとのより高い信頼の構築に努めております。

### 当行における地域貢献活動とは

当行は、昭和26年に宮城県知事の提唱により、「宮城県の中小企業の金融円滑化」を目的に、宮城県が資本金の4割を出資して設立された地域金融機関です。「宮城県の中小企業の方々のために役立つ」ことが、当行の企業使命であり、地域貢献であると考えております。

具体的には、事業資金やローンの提供という資金供給にとどまらず、経営相談やコンサルティング業務等を通じて中小企業の活動を多面的に支援していくこと、つまり、「中小企業経営のサポーター」としての役割・機能を一層高めていくことです。また、各種セミナーや講演会等の開催、地域行事への参加を通じて、宮城県の地域発展に努めてまいります。

### 地域に密着した企業活動

当行では営業店71カ店のうち70カ店を宮城県内全域に設置しております。県外は東京支店のみです。職員配置についても794人のうち宮城県内に787人を配置しております。

また、お客さまの利便性を高めるため、平成17年3月末現在、宮城県内広域に店舗外ATMを110ヵ所、CDを1ヵ所設置し、ネットワークの充実を図っております。

#### ■ 営業店数と職員数

(平成17年3月末現在)

	営業店数	構成比	職員数	構成比
宮城県内	70カ店	98.59%	787人	99.12%
宮城県外	1カ店	1.41%	7人	0.88%
合 計	71カ店	100.00%	794人	100.00%

### 当行の預金の状況

当行では、平成17年3月末現在、宮城県内のお客さまより7,148億円お預りし、当行の預金残高全体の99.73%となっております。

#### ■ 預金残高 (平成17年3月末現在) (カッコ内は、構成比率を表します。)

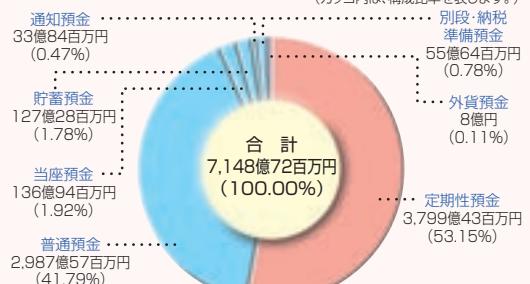


### 宮城県内の預金の状況

宮城県内のお客さまよりお預りしている預金残高のうち、定期性預金は3,799億円、流動性預金は3,341億円であり、当行の宮城県内の預金残高に占める割合は定期性預金53.15%、流動性預金46.74%となっております。

#### ■ 宮城県内の預金残高 (平成17年3月末現在)

(カッコ内は、構成比率を表します。)



## 当行の貸出金の状況

当行では、地域経済の発展に貢献するため、中小企業の方々への事業資金や個人のお客さまへの住宅ローンなど、幅広い資金ニーズにお応えしております。

平成17年3月末現在、宮城県内への貸出金残高は4,903億円であり、当行の貸出金残高全体の97.92%となっております。

### ■貸出金残高（平成17年3月末現在）（カッコ内は、構成比率を表します。）

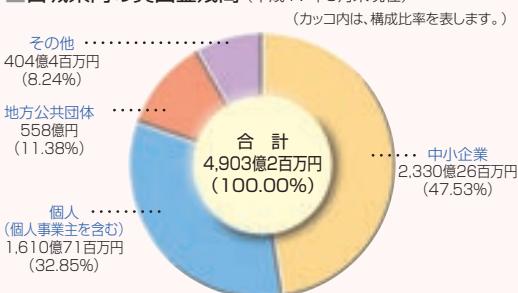


## 宮城県内の中小企業への貸出状況

当行では、設立の原点である「地域の中小企業の方々のために役立つ」ことに徹して、企業経営を進めております。

平成17年3月末現在、宮城県内の貸出のうち、中小企業への貸出金残高は2,330億円であり、当行の宮城県内への貸出金残高の47.53%となっております。

### ■宮城県内の貸出金残高（平成17年3月末現在）



## 宮城県内への資金供給

当行では、宮城県内のお客さまからお預りした預金7,148億72百万円の68.58%を宮城県内の中小企業や個人のお客さまなどへご融資し、地域への円滑な資金供給を行っております。

### 宮城県内の中小企業等



（平成17年3月末現在）

当行は、地域の皆さんのお役に立つ幅広い金融サービスの提供を通じて地域経済の活性化に努めております。

### 「法人融資推進チーム」の設置

平成16年8月に、推進部法人営業課内に「法人融資推進チーム」を設置いたしました。お客さまの新規事業などへの取り組みや目利きをする案件等を取り扱い、スピーディーに対応しております。

また、平成16年7月よりビジネスローン「クイックパートナー」の取扱いを開始し、ビジネスチャンスをタイムリーにサポートしております。

平成17年3月末現在で、283先に対し5億6百万円ご融資いたしました。



### 「情報センター」の設置

平成16年4月より、お取引先企業への営業・経営支援を目的に、推進部法人営業課内に「情報センター」を設置いたしました。

本センターでは、お客さまのさまざまなニーズにお応えするため、M&A・不動産・取引先支援等の最新情報をご提供しております。



### 住宅ローンプラザ

個人のお客さまや住宅業者の方々が、平日の夕方や休日に住宅ローンのご相談等をしていただけるように、本店5階に住宅ローンプラザを設置しております。

プラザでは、個人・住宅業者の双方のお客さまにご利用いただいているほか、電話によるご相談も受け付けております。休日も多くのお客さまにご利用いただいております。



#### ■属性別相談割合(平成17年3月末現在)

属性	個人	住宅業者
割合	53.2%	46.8%

#### ■相談方法別割合(平成17年3月末現在)

方法	電話	来店
割合	59.7%	40.3%

#### ■平日および土・日曜の相談割合(平成17年3月末現在)

曜日	平日(月～金曜日)	土・日曜日
割合	72.7%	27.3%

0120-3000-39

営業時間 平日 9:00~20:00

土・日 10:00~17:00

●祝日・振替休日は休業(ただし、祝日と土・日曜日が重複するときは営業いたします。)

●12月31日～1月3日は休業

## 公益信託「仙台銀行まちづくり基金」

宮城県内でまちづくり活動等に取り組んでいる方々を応援するため、平成4年6月に創業40周年記念事業として公益信託「仙台銀行まちづくり基金」を設立いたしました。

設立以来13年間で37先、総額5,100千円の助成を行っております。平成16年度は5団体に助成金を交付いたしました。



平成16年度助成先  
「とよま日根牛太鼓「桜乃会」」(登米市)

## 定期講演会・相談室

### 定期講演会

毎年、時局や景気をテーマに本店9階講堂で講演会を開催し、地域の方々に広く聴講していただいております。

定期講演会は昭和51年から開催し、平成17年3月末現在で、秋季講演会は29回、新春経済講演会は30回を開催しております。

平成16年度は両講演会に約500名のお客さまにご参加いただきました。

### 相談室

#### ・法律相談室

当行顧問弁護士による法律無料相談を本店2階相談室にて毎月一回開催しております。(予約制)

#### ・税務相談室

東北税理士会派遣の税理士による税務無料相談を本店2階相談室にて毎月一回開催しております。

# TOPICS

### トピックス(平成16年4月～平成17年6月)

#### 平成16年

- 4月 ●「宮城県CLO」取扱開始(平成16年5月まで)
  - 「住宅ローンプラザ」営業時間延長
  - 「情報センター」設置
- 5月 ●亘理支店 新築移転
- 6月 ●「夏の感謝祭」実施
  - 金利優遇住宅ローンの充実
 

お客さまの幅広いニーズにお応えするため、金利優遇住宅ローンにおいて従来の3年固定金利型に5年固定金利型、10年固定金利型を追加しました。
- 7月 ●住宅ローン2年固定金利型の追加
 

金利優遇に2年固定金利型を追加しました。
- 8月 ●「スーパークリーローン」お申込み件数5万件突破
- 9月 ●「みやぎ企業再生スキーム」創設に関する協定締結

#### 11月 ●「秋季講演会」開催

講師 政治評論家 屋山 太郎 氏

#### ●法人向け「仙台銀行インターネットビジネスバンキングサービス」取扱開始

- 12月 ●「決済用普通預金」取扱開始
- 「冬の感謝祭」実施

#### 平成17年

- 1月 ●「新春経済講演会」開催
  - 講師 経済評論家・キャスター 西村 晃 氏
- 4月 ●「好品質計画」開始
  - お客さま、株主さま、地域社会から仙台銀行をもっと好きになっていただくために、「好品質計画」を実施しております。
- 6月 ●「夏の感謝祭」実施(平成17年7月末まで)
  - 日頃から仙台銀行をご愛顧いただいているお客さまへ、抽選で宿泊をプレゼントいたします。

当行では、平成15年8月に「リレーションシップバンキングの機能強化計画（以下、「機能強化計画」）」を策定し、平成17年3月の計画期間終了まで、中小企業の再生と地域経済の活性化に向けた様々な施策に取り組んでまいりました。



## 「機能強化計画」の概要

「機能強化計画」は、当行の経営理念である「地域から最も信頼され、地域に最も貢献する銀行」を踏まえ、中小企業の再生と地域経済の活性化等に向け、計画期間中（平成15年4月～平成17年3月）の当行の取り組み事項を取りまとめたものです。計画期間中の2年間、これまで以上に地域の皆さまのお役に立てるよう、本計画を着実に実行してまいりました。

### 基 本 方 針

- ① 人材の育成と態勢の整備に努め、企業のライフステージに応じた種々の問題解決型サービスの充実を目指します。
- ② 収益管理体制の整備を図り、採算性、効率性を重視した業務活動による安定した収益力の確保と財務体力の向上に繋げてまいります。
- ③ 試行、改善を通して蓄積した経験知を拡げ活用することにより、地域金融へのニーズに対し、的確かつ迅速な対応を目指します。

### 中小企業金融の再生に向けた取り組み

- ① 人材育成を強化し、個々の職員の一層のレベルアップを図ります。
- ② 本部内に企業サポート情報を集積、活用する「情報センター」を設置し、取引先企業からの経営相談等に的確かつ迅速に対応できる体制をつくります。
- ③ 産学官、政府系金融機関等との連携を強化し、多様なサービスの提供に努めます。
- ④ 平成15年4月より取扱いを開始した無担保・第三者保証人不要の事業性貸出「サポートみやぎ」等、新たな融資手法に積極的に取り組みます。

### 健全性の確保、収益性の向上等に向けた取り組み

- ① 過去の担保不動産の処分実績を検証し、担保評価方法の見直しを検討します。
- ② 取引先企業の信用格付登録を推し進め、信用格付制度の一層の充実を図ります。
- ③ 信用格付データの整備、充実に努め、同データを審査業務、企業支援、商品開発等に活用します。

## 「機能強化計画」の進捗状況(平成15年4月～平成17年3月)

当行では、経営目標に基づき日頃より地域に密着した業務活動に努めてまいりました。機能強化計画はそのような日頃の活動の更なる活性化を目指したものであり、地域の皆さまの様々なニーズにお応えすべく、種々の施策に取り組みました。

主な取り組みは下記のとおりですが、平成15年4月～平成17年3月までの2年間に予定しておりました取り組みはほぼ計画どおりに実行いたしました。

当行では、機能強化計画終了後におきましても引き続き、本計画の各施策について、より一層の機能充実・運用強化を図っていくとともに、継続的に取り組んでまいる所存です。

### 創業・新事業支援、経営相談、早期事業再生等の機能強化

- 人材の育成と組織体制の強化
  - ・関連する研修に延べ253名参加、通信教育を延べ585名受講するなど、個々の職員のスキルアップに努めました。
  - ・企業の様々なニーズへ迅速、的確に対応するため、本部内に企業サポートに関する「情報センター」を設置いたしました。
  - ・業種ごとのスペシャリスト育成と、より精度の高い融資対応の観点から、業種別審査体制を開始いたしました。
- 新たな企業再生手法への取り組み
  - ・宮城県中小企業再生支援協議会の積極活用、あるいはDIPファイナンス（民事再生法により再建中の企業に対する融資）に取り組むなど、新たな企業再生手法の活用に努めました。
- 要注意先債権等の健全債権化等への取り組み
  - ・企業支援室、企業支援プロジェクトチームを中心に、お取引先企業への各種提案、経営相談に努めた結果、支援対象453先のうち、103先の債務者区分がランクアップいたしました。

### 新しい中小企業金融への取り組み

- 「サポートみやぎ」の発売
  - ・信用格付けを活用した無担保・第三者保証人不要の事業性貸出「サポートみやぎ」を平成15年4月より発売し、平成17年3月末における取扱累計は2,361件、180億円となりました。
- CLO（ローン担保証券）への取り組み
  - ・宮城県他3県連携のCLOに参加し、34先、11億円の取扱い実績を挙げました。
- 担保・保証へ過度に依存しない融資への取り組み
  - ・民法改正に合わせて、包括根保証の廃止を行うとともに、第三者保証人のあり方について見直しを実施し、関係規程の改定を行いました。

### 資産査定、信用リスク管理の厳格化

- 担保不動産評価方法等の検証
  - ・不動産担保評価システムにおける評価方法の合理性と処分実績から見た評価精度について検証を行いました。
- 信用格付システムの検証
  - ・信用格付システムについて、外部専門機関による監査を実施いたしました。
- 地域貢献に関する情報開示
  - ・平成15年7月以降に発行いたしました、ディスクロージャー誌およびミニディスクロージャー誌に、より詳しい情報を掲載いたしました。

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」については、当行ホームページでもご覧いただけます。

ホームページ<http://www.sendaibank.co.jp/>

## 当行の平成17年3月期決算の業況について

当行では中期経営計画「ステップ・アップ・プランⅡ」に基づき、業務の拡大と財務基盤の強化に努めてまいりました。

### 損益の状況について

平成17年3月期決算の経常収益は、180億37百万円（前期比2.2%増）、経常利益は18億85百万円（前期比214.5%増）、当期純利益は12億86百万円（前期比121.9%増）と増収増益となりました。また、銀行本来の収益力を表すコア業務純益は34億81百万円（前期比25.1%増）となりました。

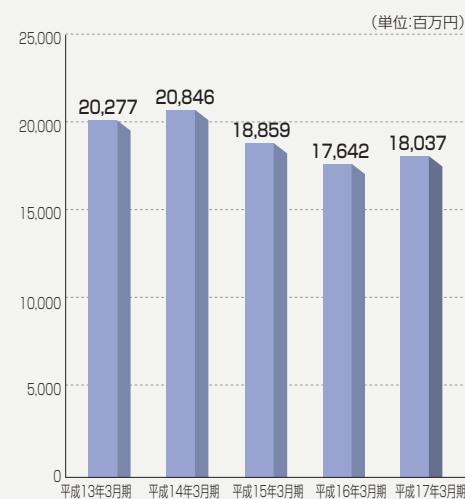
経常収益の増加要因は、期中における貸出金の平均残高が増加したことにより、貸出金利息収入が増加したことなどによるものです。また、経常利益、当期純利益の増加要因は、経常収益が増加したことに加え、お取引先の業績回復や当行の経営改善支援効果等により貸倒償却引当費用が前期に比べ減少したことなどによるものです。

### 預金・貸出金残高、有価証券残高、自己資本比率（単体）について

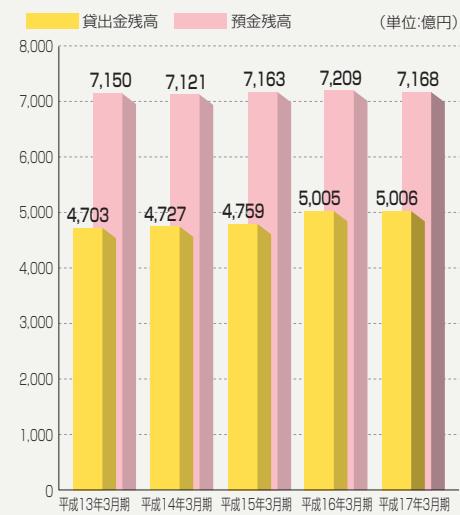
預金残高は、7,168億24百万円（前期比0.5%減）となりました。法人預金等が減少したものの、主力の個人預金は平成17年3月末残高で5,240億83百万円（前期比3.1%増）と堅調に推移しました。貸出金残高は、中小企業向け貸出が減少したものの、住宅ローンや地方公共団体向け貸出が堅調に推移したこと等から5,006億95百万円（前期比0.0%増）となりました。

有価証券残高は、市場動向を勘案しリスクの分散を図りながら、資金の効率的かつ安定した運用に傾注し、1,816億26百万円（前期比3.4%増）となりました。自己資本比率（国内基準・単体）は、前期比0.33ポイント上昇し8.33%となりました。

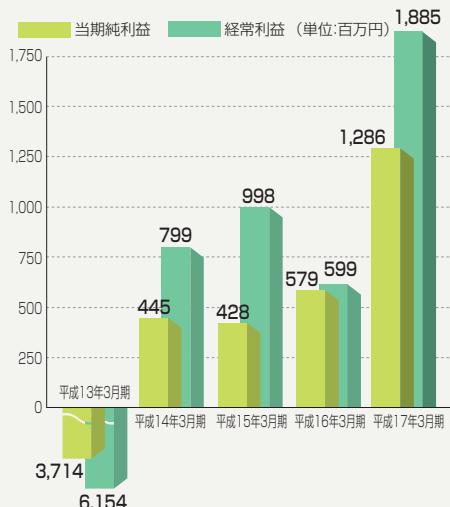
### 経 常 収 益



### 預金・貸出金残高



## 経常利益・当期純利益

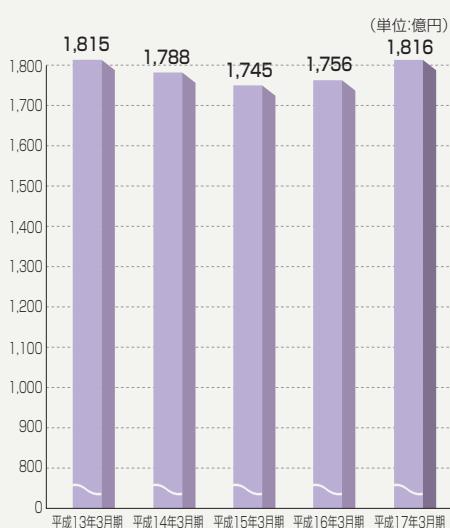


## 業務純益・コア業務純益

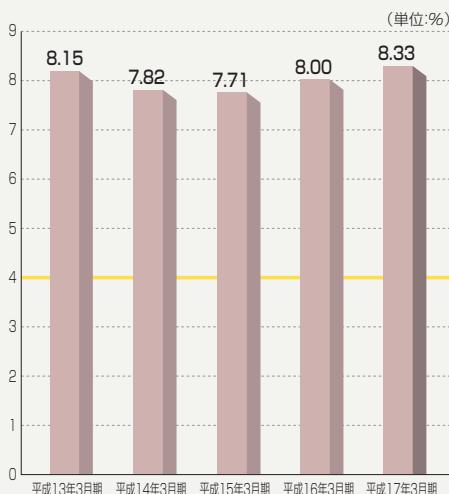
※コア業務純益とは、業務純益から一般貸倒引  
当金繰入額及び債券売買等の損益を控除し  
た金額をいいます。



## 有価証券残高



## 自己資本比率(単体)



自己査定の債務者区分に基づく債権と金融再生法開示債権及びリスク管理債権の3つについては、債権の対象範囲や分類方法がそれぞれ異なっていますが、それぞれの対比を表すと概ね下表のようになります。

### リスク管理債権、自己査定、金融再生法開示債権の関係、貸出金等の状況（個別ベース）

#### リスク管理債権

銀行法に基づく「リスク管理債権」は、貸出金のみが対象となります。個々の貸出金ごとに「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」に分類し各債権額を開示いたします。

平成17年3月末における個別ベースでの開示債権額は、323億84百万円（平成16年3月末比38億13百万円減）となりました。

リスク管理債権	
※対象資産は、貸出金です。（ ）は、貸出金に対する割合です。	
債 権 額	
破綻先債権	3,609 (0.72%)
延滞債権	22,677 (4.52%)
3ヵ月以上延滞債権	248 (0.04%)
貸出条件緩和債権	5,848 (1.16%)
合計	32,384 (6.46%)

貸出金残高 500,695



#### 自己査定

自己査定とは、銀行が保有する個々の資産について、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分し、適正な償却・引当を行うための準備作業です。

自己査定では、債務者の状況等に応じて「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要注意先（「要管理先」と「要管理先以外」）」、「正常先」に区分いたします。

#### 自己査定

※対象資産は、貸借対照表の貸出金及び外國為替、その他資産中の未収利息・仮払金、支払承諾見返です。

自己査定	
債 権 額	
破 綻 先	3,649
実質破綻先	8,007
破綻懸念先	14,733
要注意先	7,859
要 管 理 先 以外の要注意先	56,359
正 常 先	416,120
合計	506,730

(平成17年3月末現在、単位:百万円)

### 金融再生法開示債権

金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」は、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返等を含む）を債務者（借り主）の状況に応じて、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権（個別の貸出金単位）」、「正常債権」に分類し各債権額を開示いたします。

平成17年3月末における個別ベースでの開示債権額は、正常債権を除き324億87百万円（平成16年3月末比38億50百万円減）となりました。

#### 金融再生法開示債権

※対象資産は、貸借対照表の貸出金及び外債代替、その他資産中の未収利息・仮払金、支払承諾見返です。

##### 債 権 額

破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	11,657
危険債権	14,733
要管理債権	6,097
正常債権	474,242
合計	506,730

#### 金融再生法開示債権の保全内訳

※正常債権以外

	債権額 (A)	保全額 (B)	担保保証等	貸倒引当金	保全率 (B/A)
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	11,657	11,657	7,460	4,196	100.0%
危険債権	14,733	12,981	10,681	2,300	88.1%
要管理債権	6,097	1,996	1,080	916	32.7%
合計	32,487	26,634	19,221	7,413	81.9%

開示している不良債権の全てが回収不能となるわけではありません。

開示債権には、担保保証等や貸倒引当金により保全されている部分も含まれています。

### 用語の説明

#### リスク管理債権

分類	内 容
破綻先債権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3ヶ月以上 延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権を除く。）
貸出条件 緩和債権	債務者の経営再建又は支援のために、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、債務者に有利となるよう融資条件を緩和した貸出金。（破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権を除く。）

#### 自己査定の債務者区分

区 分	内 容
破 縰 先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。
破綻懸念先	現状は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。
要 管理先 注 意	要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者。
要 管理先 の要注 意	今後の管理に注意を要する債務者。
正 常 先	業況が良好であり、かつ財務内容も特段の問題がないと認められる債務者。

#### 金融再生法開示債権

分 類	内 容
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権。
要管理債権	3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権。

## 店舗のご案内

(平成17年6月末現在71カ店)

	店名	(店コード)	電話番号		店名	(店コード)	電話番号
仙葉区 台市11力店	本店営業部 (201) 国分町支店 (203) 中央通支店 (204) 上杉支店 (225) 八幡町支店 (227) 宮町支店 (208) 北山支店 (219) 台原支店 (226) 中山支店 (213) 桜ヶ丘支店 (218) 宮城町支店 (220)	022-225-8241 022-222-1416 022-221-7261 022-265-1291 022-272-3730 022-234-2241 022-273-5311 022-234-0181 022-278-8611 022-278-8731 022-392-6431		白石支店 (301) 角田支店 (302) 丸森支店 (303) 大河原支店 (304) 船岡支店 (305) 岩沼支店 (306) 亘理支店 (309) 名取支店 (307) 名取が丘支店 (308)	0224-25-5211 0224-63-2251 0224-72-1167 0224-53-2245 0224-55-1140 0223-22-2185 0223-34-2131 022-382-3141 022-384-3636		
富城野区4力店	原町支店 (206) 宮城野支店 (207) 苦竹支店 (210) 仙台東口支店 (215)	022-256-6181 022-291-2251 022-231-8331 022-293-4685		塩釜支店 (401) 石巻支店 (402) 中里支店 (407) 雄勝川支店 (408) 女志津川支店 (403) 歌津川支店 (404) 津谷支店 (405) 気仙沼支店 (409)	022-365-2156 0225-22-2121 0225-93-8651 0225-57-2121 0225-53-4181 0226-46-3670 0226-36-2006 0226-42-2616		
若林区5力店	荒町支店 (205) 卸町支店 (212) 南小泉支店 (228) 沖野支店 (229) 東部工場団地支店 (230)	022-221-7441 022-284-2171 022-232-1565 022-285-6251 022-239-7481		古川支店 (501) 三木支店 (508) 尻谷支店 (502) 涌中支店 (505) 新田支店 (506) 岩出山支店 (504) 鳴子支店 (507)	0229-22-2020 0229-52-3511 0229-39-1118 0229-43-2203 0229-63-2274 0229-72-1078 0229-83-2261		
太白区5力店	長町支店 (209) 長町南支店 (221) 八木山支店 (231) 太白支店 (232) 西中田支店 (233)	022-248-2191 022-246-1171 022-229-2111 022-244-4051 022-242-3361		登米支店 (601) 川沼支店 (602) 佐野支店 (604) 中田町支店 (609) 津山支店 (603) 高清水支店 (503) 瀬峰支店 (608) 岩崎支店 (606)	0220-52-2370 0220-45-2041 0220-22-2547 0220-34-3941 0225-68-2311 0228-58-3121 0228-38-3771 0228-45-2131		
泉区5力店	黒松支店 (202) 将監支店 (214) 南光台支店 (216) 松陵支店 (223) 鶴が丘支店 (234)	022-275-2211 022-372-5151 022-251-2111 022-372-2201 022-372-6661		築館支店 (607)	0228-22-2206		
仙台市近郊地区	多賀城支店 (211) 高砂支店 (236) 利府支店 (235) 泉ヶ丘支店 (217) 大富支店 (224) 吉岡支店 (237)	022-366-1377 022-368-9021 022-356-4141 022-358-3515 022-358-8951 022-345-2121		東京支店 (781)	03-3663-5781		
県外店舗							

### 仙台銀行の概要 (平成17年3月末現在)

- 創業 昭和26年7月5日
- 資本金 74億85百万円
- 本店 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
- 店舗数 71カ店(宮城県内70カ店、東京1カ店)

■行員数 794人  
(男子587人、女子207人)

■預金 7,168億円  
■貸出 5,006億円



地域へ役立つ  
**仙台銀行**

T980-8656 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

TEL. 022-225-8241(代)

平成17年7月発行／株式会社仙台銀行 企画部

[ホームページアドレス] <http://www.sendaibank.co.jp/>

このミニ・ディスクロージャー誌は、仙台銀行をより分かりやすく理解いただくために経営内容のポイントを簡単にまとめ個別で作成しております。詳細については、ディスクロージャー誌 REPORT 2005をご覧下さい。



RICOH 古紙配合率100%再生紙  
を使用しています。



このカタログは大豆油インキ  
で印刷しています。